

(様式 1-3)

福島市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | | |
|---|----|------------|----------------|--|-------------|-------|
| NO. | 15 | 事業名 | 災害公営住宅整備事業(松川) | | 事業番号 | A-1-8 |
| 交付団体 | | 福島県 | 事業実施主体(直接/間接) | | 福島県(直接) | |
| 総交付対象事業費 | | 91,820(千円) | 全体事業費 | | 515,105(千円) | |
| 事業概要 | | | | | | |
| <p>原子力災害により避難を余儀なくされている避難者の居住の安定を確保するため、早期に災害公営住宅を整備する。</p> <p>【整備概要】</p> <p>整備戸数：15戸 整備箇所：福島市松川町地内 整備手法：建設 建設する建物の構造：RC造5階建て集合住宅(1棟)</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください 『福島県復興計画(第2次)』</p> <p>取組名：生活再建支援プロジェクト【復興公営住宅整備】 取組内容：避難町村の意向を十分に確認しながら、県営住宅を含む様々な整備方法について検討中</p> | | | | | | |
| 居住制限者の避難の状況との関係 | | | | | | |
| <p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、11市町村に避難指示区域が設定され、9町村(現在は7町村)が役場機能を県内外の地域に移転せざるを得なくなるなど、原子力災害は本県の基盤を根底から揺るがすものとなっている。</p> <p>災害公営住宅は、居住制限者にとってのコミュニティの形成・維持の拠点となるものであり、早期に整備することが必要である。また、災害公営住宅には既存の集会所を活用してコミュニティ集会所等を計画するなど、入居者はもちろん、周辺に避難されている方も含めて交流できるよう整備を行う。</p> | | | | | | |
| ※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。 | | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | | |
| 事業番号 | | | | | | |
| 事業名 | | | | | | |
| 交付団体 | | | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | | |
| | | | | | | |

(様式 1-3)

福島市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|--------------|----------------|-----------------|------|----------|
| NO. | 16 | 事業名 | 福島県復興公営住宅入居相談事業 | 事業番号 | ◆A-1-2-2 |
| 交付団体 | 福島県 | 事業実施主体 (直接/間接) | 福島県 (直接) | | |
| 総交付対象事業費 | 112,320 (千円) | 全体事業費 | 112,320 (千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>原子力災害からの居住制限者向けの災害公営住宅の入居相談センターを設置する。</p> <p>【事業概要】</p> <p>設置場所：福島市仲町 8 番 2 号 福島県自治会館 6 階 設置期間：平成 26 年 2 月から平成 28 年 3 月末まで 運営方法：整備計画、整備仕様、募集等に関する相談に対応する職員を常時配置 整備については、先行する県営 528 戸分について今年度工事が竣工し、入居は早いもので平成 26 年 11 月からとなる。</p> <p>平成 26 年度に管理開始する災害公営住宅の入居者の募集、選定等については、全国に約 30,000 世帯が避難しており、募集内容ばかりでなく整備計画・整備仕様に関する膨大な数の問い合わせが予想されるため、それらの業務を円滑かつ適正に一括して執行するために業務を委託する。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください 『福島県復興計画(第 2 次)』</p> <p>取組名：生活再建支援プロジェクト【復興公営住宅整備】 取組内容：避難町村の意向を十分に確認しながら、県営住宅を含む様々な整備方法について検討中</p> | | | | | |
| 居住制限者の避難の状況との関係 | | | | | |
| <p>居住制限者は長期化する避難生活により、先行きに対する不安を抱いており、安心して生活できる将来のイメージを描き、居住制限者の希望をつないでいくことが喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、災害公営住宅の入居相談を一括して行うことで、応急仮設住宅等からの移行を促進し、居住制限者の避難生活における不安を解消し、将来への生活再建やコミュニティの維持・再生へとつなげることが求められている。</p> | | | | | |

※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|---|------------|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | A-1-2 |
| 事業名 | 災害公営住宅整備事業 |
| 交付団体 | 福島県 |
| 基幹事業との関連性 | |
| <p>原子力災害からの居住制限者向けの災害公営住宅の整備については、先行する県営 528 戸分について平成 25 年度より工事に着手しているが、竣工後から居住制限者が入居可能となり、入居相談センターの設置により一刻も早い入居を促進するよう事業を実施する。</p> | |

(様式 1-3)

福島市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|----------|------------|-----|----------------|------------|--------|
| NO. | 17 | 事業名 | 被災者生活支援事業 | 事業番号 | D-13-1 |
| 交付団体 | 福島県 | | 事業実施主体 (直接/間接) | 福島県 (直接) | |
| 総交付対象事業費 | 6,789 (千円) | | 全体事業費 | 6,789 (千円) | |

事業概要

災害公営住宅入居者の見守り活動を始め、入居者同士、周辺に避難されている方々、さらには地域にお住まいの方々との交流活動等を支援するために交流員を配置するほか、交流員の活動を支え、交流イベントの企画、被災者支援に携わる市町村や社会福祉協議会等との連携を担うスーパーバイザー及び全体の総括者を配置することにより、長期避難者等の生活拠点を核としたコミュニティの維持・形成を図る。

【概要】

- 1 配置人数：3名 (コミュニティ交流員2名、スーパーバイザー福島・会津若松エリアで1名)
- 2 配置期間：平成 26 年 6 月～
- 3 配置箇所 (地区)：飯野、鎌田、笹谷
- 4 業務内容：見守り活動、入居前からの交流活動、レクリエーション、イベントを通じた交流機会の企画・運営、コミュニティの情報発信、地域で行われるサロン等の支援 等

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください
『福島県復興計画(第2次)』

取組名：

取組内容：

居住制限者の避難の状況との関係

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、双葉郡等の多くの住民が長期にわたる避難を余儀なくされ、県内はもとより、県外に分散して避難生活を送っており、避難者同士の交流が希薄になるなど、コミュニティの維持・形成が重要な課題となっている。

このような中で、避難者が避難生活を安心して過ごしていただくためには、災害公営住宅の整備を中心とした生活拠点における避難者のコミュニティの確保が必要である。

そのため、災害公営住宅入居者の見守り活動を始め、周辺に避難されている方々、さらには地域にお住まいの方々とのコミュニティ活動を支援する交流員を生活拠点に配置し、交流活動が盛んになるよう取り組んでいく。

※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。

| 関連する基幹事業 | |
|-----------|--|
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |